

# 兵庫県公式ホームページリニューアル及び運用保守業務に係る プロポーザル募集要項

## 1 趣旨

ユーザーが目的の情報に素早くたどり着くことができるよう、整理された情報を提供するとともに、行政的でない視点から県の魅力を発信する「広報サイト」としての役割を担う媒体を目指す。また、職員の業務効率化に資する CMS を実装し煩雑な事務を軽減することで、ホームページのアクセシビリティや品質を維持し、災害時等における情報提供体制を確立することで、正確かつ迅速な情報を継続的に発信できるようにする。これらの目的を達成する企画提案を募り、兵庫県公式ホームページリニューアル及び運用保守に係る業務を委託する者を選定するために必要な事項を定める。

## 2 プロポーザルの概要

### (1) 名称

兵庫県公式ホームページリニューアル及び運用保守業務に係るプロポーザル

### (2) 募集内容

次に掲げる事項についての企画提案

- ア コンテンツ管理システムに係る事項
- イ 県ホームページを安定稼働させる保守管理・セキュリティの体制内容に係る事項
- ウ ホームページを作成するデザイン能力に係る事項
- エ スマートフォン、タブレット等での閲覧に係る事項
- オ ウェブアクセシビリティやユニバーサルデザインに係る事項
- カ 既存コンテンツの円滑な移行に係る事項
- キ システム運用環境に係る事項
- ク ユーザーの利便性向上や職員の業務効率化に係る事項
- ケ その他、特に PR すべき事項

## 3 事業実施期間

### (1) 構築期間

令和8年（2026年）4月1日から令和8年10月31日まで（予定）

### (2) 公開日

令和8年11月1日（予定）

### (3) 運用期間

令和8年11月1日～令和13（2031）年10月31日（予定）

## 4 予算上限額

5年間の契約とし、総額115,540千円（消費税込み）以内とする。

ただし、初年度にかかる経費は、43,807千円（消費税込み）以内とする。

また、本事業は令和8年度予算の議決を条件として実施するものである。

## 5 提案参加者の資格に関する事項

提案参加者は、次の事項のすべてに該当する者とする（グループを構成して提案を行う場合、グループを代表する者を「代表企業」、その他の者を「グループ構成企業」という。）。

- (1) 代表企業（単独企業を含む。以下同じ。）が令和5・6・7年度県の物品関係の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 代表企業及びグループ構成企業のいずれもが、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 代表企業及びグループ構成企業のいずれもが、応募申込書（様式第1号）の提出期限日において、県の指名停止基準に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、前記(1)から(4)までの各要件を全て満たしており、企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本プロポーザルの調達に参加していないこと。
- (6) 代表企業またはグループ構成企業のいずれかが、兵庫県内又は近隣府県（兵庫県本庁舎より公共交通機関で1時間以内）に兵庫県ホームページコンテンツ管理システムのサポート拠点を持つこと。
- (7) 当選者の通知までに次のいずれかに該当することとなった場合は、プロポーザル参加資格を取り消すものとする。
  - ア 上記(1)～(6)までのいずれかの要件を欠くようになった者
  - イ 自己の有利になることを目的として、関係者に不公平な働きかけを行った者
  - ウ 県の求める資料に虚偽の記載をした者
  - エ 県の求める資料の全部又は一部を提出しなかった者

## 6 プロポーザルへの参加申込

### (1) 事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館4階）

兵庫県総務部秘書広報室広報広聴課

電話（078）362-3016 FAX（078）362-3903

電子メールアドレス：kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

### (2) 参加表明

提出書類等は、次のとおりとする。

#### ア 提出書類

（ア）応募申込書（様式1）

（イ）会社概要（様式2）

イ 提出方法 事務局へ持参又は郵送すること。

ウ 提出期間

令和8年2月13日（金）から同月18日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平

成元年兵庫県条例第15号) 第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の毎日9時から17時まで(正午から13時までを除く。)とする。

郵送による場合は、令和8年2月18日(水)17時必着とする。

(3) 参加資格の確認及び通知

令和8年2月19日(木)までに、電子メールにより通知する。

事務局から通知を受けた者は、応募図書を提出することができる。

## 7 質問及び回答

次の方法により受け付ける。なお、質問期間終了後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 質問期間

令和8年2月13日(金)から同月25日(水)まで(県の休日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。)

(2) 質問方法

ア 質問書(様式3)を6(1)に記載のアドレスに電子メールで提出すること。

イ 電子メールの標題を「兵庫県公式ホームページリニューアル及び運用保守業務に係るプロポーザルに関する質問」とすること。

ウ 電子データは、最新のウイルス対策ソフトウェアでウイルスチェックしたものであること。

エ 質問期間終了後の質問は受け付けない。

オ 質問受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理するかどうかの判断は県が行うものとする。

(3) 回答の方法

令和8年2月27日(金)までに、電子メールにて参加者全員に回答する。

## 8 応募図書の受付

(1) 応募図書の種類

兵庫県公式ホームページリニューアル及び運用保守業務仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、下記ア～オの資料を提出すること。

ア 企画提案書

(ア) コンテンツ管理システム概要

(イ) ネットワーク構成簡易説明図

(ウ) 保守セキュリティ体制図

(エ) ホームページの構成及び各デザイン案

(①総合トップページ、②広報ページ、③末端ページ、④災害時総合トップページ)

※PC・スマートフォン閲覧用の各2種類用意すること。

※広報ページ、末端ページの作成テーマは任意とする。

(オ) デザイン案説明書(特長、作成意図等を記載)

イ グループ構成表明書

ウ 業務分担予定表

エ 委託業務担当予定者の経歴等

オ 委託業務に係る見積書

(2) 応募図書の形式及び内容

別紙1のとおり

(3) 提出方法

6(1)の事務局へ持参又は郵送すること。

(4) 応募図書の提出期間

令和8年2月19日（木）から同年3月4日（水）まで（「県の休日」を除く。）の毎日9時から17時まで（正午から13時までを除く。）とする。

郵送による場合は、令和8年3月4日（水）17時必着とする。

(5) 留意事項

ア プロポーザルにおいて、参加者から提出された応募図書に基づき評価・採点を行う。

イ 応募図書の提出は、1者につき1案のみとする。

ウ 提案等は、提案価格の範囲において実施できるものと判断する。なお、提案等の実施により提案価格を超える追加費用等が発生しても、すべて提案者の負担とする。また、県に提案価格を超える費用負担が生じることが明記された提案等は評価しない。

エ 応募図書に記載する内容は、提案者が実施する内容を根拠も含めてできる限り具体的に記述すること。定量的に表すことが可能な場合は、その数値をできる限り記述すること。

オ 仕様書に示す必須要件に合致しない事項があれば、それを明記の上、その理由や代替策について説明すること。記述がない場合は、要件を満たすことができないと判断する。

カ 応募図書の記載内容に不整合があった場合は、県に有利な記載内容を正とみなすので注意すること。

キ 応募図書のとおりに実現できなかった場合は、代替方法等で実現することとし、その費用は提案者が負担すること。

ク 仕様書等及び提出された応募図書のうち県が評価した提案等をもとに契約内容を決定する。

(6) 応募図書の取扱い

ア 提出後の応募著書の追加・修正・差替は一切認めない。

イ 応募図書は非公開とし、返却しない。

ウ 応募図書は、当選者決定のための提案内容の評価及び契約後の履行確認の目的以外に利用しない。

エ 応募図書の著作権は、提案者に帰属する。

(7) 経費の負担

提案に係る一切の費用は、全て提案者の負担とする。

(8) 無効となる提案

ア 応募図書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 応募図書に漏れがあるもの。

ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

エ 本提案に関して審査委員と接触があったもの。

(9) 辞退

プロポーザルへの参加を認められた者が、応募図書の提出を辞退する場合は、「応募辞退届」（様式9）を8(3)の方法により提出すること。

## 9 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

ア 提出された応募図書を事務局で審査し、プレゼンテーション審査に進む応募者を決定する。プレゼンテーション審査の日時と場所は、別途通知する。

イ プロポーザルの応募者は、20分間の所要時間でプレゼンテーション審査を行う。

ウ 応募者のプレゼンテーション終了後、県が設置する審査会において審査の上、最も優れた企画提案内容を選定する。なお、場合によっては、上位候補者に対し、追加でヒアリングを行うことがある。

エ 県は審査会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(2) 選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に文書で通知する。問合せには一切応じない。

(3) 当選後の取扱い

ア 当選者は、兵庫県ホームページコンテンツ管理システムの更新に伴うシステムの再構成を含めたリニューアル業務に係る事業予定者となり、提案内容に基づき、県と詳細な仕様を協議し、契約を締結する。

イ 契約締結までに当選者（企業グループの構成員を含む。）が次のいずれかに該当する者であると判明したときは、当選者との契約を締結しない。

(ア) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(イ) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

ウ 上記イにより当選者との契約を締結しなかった場合、プロポーザルに参加した者がそれまでに要した費用については、県は一切の損害賠償の責を負わない。

## 10 その他

(1) 契約手続き

別添の仕様書を基に、県と当選者の両者で協議の上、委託仕様書を作成し、契約書に基づき契約を令和8年4月1日以降に締結する。ただし、契約の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能になることにより、効力が生じる。予算が確保できない場合、県内部での了承が得られない場合は、契約しない。また、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

なお、契約の締結と同時に、次に掲げる①～④のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、④の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- ①契約保証金の納付
- ②契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ③この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
- ④この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下、「保証の額」という。）は、委託料の10分の1以上としなければならない。②又は③に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、④に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

また、委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の10分の1に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

#### (2) 機密保持

当選者は本契約により受託した業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布しないものとする。

#### (3) 再委託

当選者の再委託は原則として禁止する。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りでない。

#### (4) 監査等

当選者の本事業に関する作業場所において、任意の時期に県またはその委任を受けたものが立ち入り、監査を行うことができるものとし、当選者はそれに必要な協力を無償で行うものとする。

#### (5) 契約終了時の業務の引継ぎ、移行支援

県と当選者との契約が終了または解除された場合、県が継続して本事業を遂行できるよう必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援するものとし、本県の指示に従いデータ抽出やドキュメントの提供を行うこと。

この募集要項（別添の資料を含む。）は、無断で複製しないこと。